

令和2年第6回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和2年6月26日(金) 午前9時00分～11時45分

開催場所 いちき串木野市中央公民館2階研修室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 後潟局長、大里主査、棚町主査
中村主任、田中主任、田代主任

議事録署名委員 (7番 樋ノ口 正信 委員 ・ 8番 蓑手 幹夫 委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第14号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて
- 日程第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(5件)について
- 日程第3 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(8件)について
- 日程第4 議案第31号 非農地証明願(2件)について
- 日程第5 議案第32号 農用地利用集積計画案(8件)について(継続8件)
- 日程第6 議案第33号 農用地利用集積計画案(一括方式)について(新規12件)
- 日程第7 議案第34号 耕作放棄地に係る非農地判断について

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただいまから、令和2年第6回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。
まず、初めに、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 それでは、令和2年第6回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長、よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、会議規則に基づき、議長を務めさせていただきます。まず、事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。
- 議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。
これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは議事録署名委員は、7番樋ノ口委員、8番蓑手委員にお願いします。
只今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第14号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 大里主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第14号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてご説明申し上げます。非農地判断

に対して、当人から取り消してほしいという事案1件が出て参りましたので、ご報告します。6月23日(月)西村委員、木場委員で現地確認をしていただき現場は草が生えている程度で、耕作可能な状態とのことです。表をみていただいて、総会判断日、平成26年12月25日とありますが、前回非農地判断を決定した日です。これを今回内容の欄に表示しているとおり、今後耕作予定としております。耕作予定者につきましては、今月の3条申請で譲受人となる〇〇になります。その事業者が農地を取得して耕作を予定しております。今回分が表の下の令和2年度6月の1人1筆525㎡となっております。報告につきましては以上です。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。今回3条に上がってきている法人が耕作をするということで、非農地判断の取り消しをしてほしいということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますので、日程第1報告議案第14号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては報告のとおり取消すことで決定をしました。次に、日程第2議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請5件についてを議案とします。今回の申請は5件であります。事務局の説明、その後、調査委員からの調査報告をお願いし、5件終了後、質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は5件です。No.1についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する農地を借受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。借人は、現在耕作地はございませんが、今回の申請により耕作面積が3,944㎡となり、下限面積を超えます。借人は〇〇で、仕事の傍ら蓮を栽培したいという申し出です。調査は【正】を外菌委員、【副】を古賀委員をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

2番外菌です。令和2年6月21日、午前11時15分から、申請人の立会いのもと、古賀委員と私が調査をいたしましたので、報告いた

します。申請地の位置図につきましては、3ページをご覧ください。借受け後の営農計画は、自家消費用の水稻栽培と、蓮の栽培をする計画です。労働力は常時1人ですが、田植えや収穫時期には、〇〇の子供達がお手伝いをするということです。農地の耕うんにつきましては、農家をお願いをし、普段土手の草払いはされるとのことでした。自宅から約2.5kmですが、問題はないと見てまいりました。よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、No.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

3～6ページをお願いします。No.2～5につきましては、関連がございます。今回の譲受人は、新規で法人を立ち上げました株式会社です。この法人の要件につきましてご説明申し上げます。農業を法人で行う場合、農地を購入するにあたり、農地法に規定されている農地所有適格法人要件は、4つの要件を満たしている必要があります。まず1つめ、定款で株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の株式譲渡制限が必要となります。この会社は、株式会社ですが、非公開会社であり、譲渡制限がございますので、法人形態要件を備えています。2つめは事業要件で、新規法人が農業参入の場合は、今後3カ年の法人の売上高が農業と関連事業で過半を占めることが必要です。この法人の事業は、野菜の生産や、肥料の製造販売による農業関連事業が過半と、そのほかに電子水発生装置の製造、販売を行うその他の事業となっております。売上の過半が農業と関連事業になっており、要件に適しております。3つめは、構成員要件で、構成員の過半は、農業の常時従事者である必要があります。この法人の構成員は2名で、いずれも年間労働150日以上となっております。要件を満たしております。4つめは業務執行役員要件で、業務執行役員の過半は、法人の農業の常時従事者であり、かつ、1人以上が年間60日以上農作業従事を必要とします。この法人は、理事等2人のうち、2人とも150日以上農作業への従事をするようになっており、要件に適しております。以上4つの要件を充足しているため、今回の法人は、農地所有適格法人として、農地の譲受をすることができる組織になります。

ここで、3ページから6ページの譲受人は、譲渡人の所有する農地を譲受け、新たに農業を始めたいという申請です。今回の農地は、農用地区域内農地と農用地区域外農地です。調査は【正】を西村委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。現地調査の報告はNo.2～No.5を一括してお願いします。

西村委員 10番西村です。6月23日午前9時から行政書士立会いのもと、木場委員と私で調査をしてまいりました。地図は5ページ、6ページです。耕作面積は今回の申請地を合わせて20aを超えます。申請地は現在譲り渡し人の耕作地である。労働力は7人、農機具はトラクター、耕耘機、草刈機を2台ずつ保有しています。申請地取得後の営農計画は、営農計画書が出ております。作物は1年目にメロン、2年目以降にきゅうり、トマト、なす等を栽培する予定だそうです。自宅からの通作距離は0.5km、譲受人は労働力、施設とも十分にあり、耕作すると認められます。現地はすごく荒れており、木が生えていたり、山から土を運んで嵩上げして農地にし、ハウスを建てる計画だそうです。1年目でメロンができるか、何年かかるかわからないという感じがしています。今後も進捗状況を確認していけたらと思っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。No.1から5まで説明がありました。ただ今から質疑に入ります。まず、No.1の案件についてご質問ございませんでしょうか。〇〇さんの〇〇が田んぼを借りて水稻と蓮を作るということですが、質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようでございます。No.2からNo.5の、法人である株式会社が農地を譲受けて耕作をするということです。現状はほとんど荒地地になっているということで、そこを再整備してビニールハウスを建てて、野菜等を生産販売していくということです。野菜生産のほかに、肥料も製造販売するというのでございます。さっき配られた、別紙の確認書の説明はいいですか。何か質問ございませんか。

木場委員 すいません、4条、5条の場合、許可出次第すぐ取り掛かって、そしていつごろ完成するとかいう説明を受けたりするんですけども、今回の場所はあまりにも木とかいろんなのが生えていて、この〇〇さんのうちの所の畑の、ここも〇〇さんが後々ぶどうとか何か植えられるとかいう計画で、この上に山がある所の地権者の木を伐採して、ここの土を持ってきて、ハウスを建てる所を整地すると説明を受けた時、すごく1、2年でできるのかなと私どもは調査をしながら、その代表の方も「ですよね」と言われながらだったので、西村委員が言わ

れたように、その進捗状況を見て行かないといけないと思っています。今回は地元の方で、一生懸命頑張っていらっしゃる方だと知っているのですが、何年後に、計画書って言うんですかね、ハウスを建てて、作物をいつから植えて、何年目から収益が上がるのかというのが、あまりこの計画書の中に出てこなかったものですから、思ったところでした。

議長 今の件で事務局の方は施設整備にどのくらい期間かかるか聞いていないですか。

棚町主査 事務局です。施設整備計画は、ビニールハウスは設置するとのことですが、現在事業所がある敷地内で電子水発生装置を製造していて、1年目に700万円の目標で、2年目からは順調にきゅうり、なす、トマト、メロン等の栽培計画になっております。他の施設を建てるという報告は聞いておりません。

議長 肥料製造と電子水は、既存の施設ということでしょう。

棚町主査 はい。

養手委員 要はこの現地の整備計画は、どんな感じかより具体的に何か説明があればなど。

棚町主査 現地のビニールハウス等の詳しい計画書は出してもらっておりません。

久木山委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

久木山委員 ビニールハウスをされるのですが、国の資金とか使うのであれば、営農計画書を出さないといけないでしょうけど、この場合は農地を買って、遊んでいる農地を有効活用しますという申請じゃないですか。ここに国の事業費を借りてビニールハウスをするという時には、1年目2年目何千万借りて、その中で営農計画書を出してとなると、農政課の仕事で、農協なんかの仕事で、実際農業委員会はそこに携わることではできないんじゃないかなと思うんですけどもね。実際はこの農地を〇〇さんが農地を購入して有効活用するというので申請が上がってきているわけだから、そこを我々は実際承認するだけの

ことだから、その先のことは、お金を借り入れて何をするとか、それは第三者の議論することですので、我々は農地の有効活用を承認するかしないかだけの世界ではないですかね。それが農業委員会の仕事じゃないんですかね。私はそう思いますけど、実際今荒れ地になっている所をきれいに整地して、来年はまだ上がりませんが、2年目からはメロンなりいろんな作物を植えて、販売高をとるということですので、そこはそれでいいと思うんです。ただ我々農業委員会としては、農地の活用をするのに対して、判断することですから、それより先のことは、課が違うと思いますので、中身についてはもうちょっと審議をしないと大変だと思います。農業委員会が調査をして判断する分野だけを農業委員会がすればいいと思っています。以上です。

議長

久木山代理がおっしゃったのも一理あるんですが、ただ3条申請のあかつきには整備をしてハウスを建てて、野菜を生産するというのが最終的な目的で、そのために農地の売買が発生しているということですので、やはりそこが実現しないことには、3条の目的が達成されないわけですので、全く関係ないわけじゃないと思いますので、後のハウスなんかの整備は、補助事業を使うのか自己資金とするのか関知しないところなんですけど、それが確実に実現されるという前提のもとでこの許可は判断しないとイケないと思うんですよね。そこらあたりの情報が、事務局の方からあれば出していただければ。何もそこらあたりについて、情報はないですか。

棚町主査

ありません。

議長

ということのようでございます。自己資金でされるのかですね。

木場委員

いいですかね。

議長

はい、どうぞ。

木場委員

自己資金じゃなくて、日本政策金融公庫の資金を借りてするということです。

議長

情報としては、施設整備については日本政策金融公庫の資金を借りてするということでございます。この〇〇については、認定農業者に申請をするとかわかりませんか。

棚町主査 聞いておりません。

議長 ○○さんは個人で借りられるのかどうか、農地所有適格法人という要件をクリアしているということですので、法人として農地を取得することは、特に問題はなさそうなのですが、その後の施設整備が順調に行くのかということですね。西村委員のお話がありましたように、今後その進捗状況を注視をしながら、目的通りに達成実現できるように支援や指導、進捗状況の調査を農業委員会としても続けていく必要があると思います。他にご質疑ございませんか。ありませんか。特にないようですので、お諮りします。日程第2議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請5件については申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請5件については申請のとおり許可することでご決定いたしました。続きまして、日程第3議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は8件であります。事務局の説明、その後調査委員からの調査報告をお願いし、8件終了後、質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 日程第3議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。今回は、8件であります。No.1について、説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいであるため、手狭になったため、申請地を譲り受け、自宅を建築したいとするものであります。申請地は第3種農地であります。なお、都市計画用途地域内にある農地で、第一種中高層専用地域にあります。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を前田委員をお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

蓑手委員 8番蓑手です。6月23日(火)8時50分から、現地で譲受人の代理人である行政書士立会いのもと、前田委員と私が調査をいたしました。位置図につきましては、7ページ、8ページにあります。申請の農地は第3種農地、第一種中高層住居専用区域にあり、転用の目的は、現在借家住まいであり、今回の申請地を譲り受けて自宅を新築するとのこととあります。周囲には農地は無く、住宅に囲まれているので、問題はないと考えております。目的の確実性については、金融機

関の融資証明書を付けて、許可を受け次第着工するとのことです。用排水等につきましては、公共上水道を利用し、汚水生活雑排水につきましては合併浄化槽を設置し、雨水については、南側に側溝付きの市道がございますので、そちらの方に放流するとのことです。付近の状況、被害防除計画については、北側、東側、西側は住宅であり、南側が側溝付きの市道になっているところです。現状のままで利用するため、周辺への影響はないと思われまます。また、被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されており、私どもの調査では何ら問題はないと見てきました。皆様のご審議方お願いします。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任 続きます、No.2についてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいで手狭であるため、住宅街にある申請地を買い受け、先に宅地造成を行うための申請であります。申請地は第3種農地で、麓地区土地区画整理事業区域内の農地で、都市計画用途地域内農地でもあり、第一種中高層住居専用地域にあります。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。なお、書類提出の際に確認してございます。1年以内に自分の家を建築したいとの回答を得ております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。6月23日申請人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査をしてまいりました。申請地は麓地区土地区画整理事業区域内の第3種農地であります。地図は9ページ、10ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭であるため、住宅街にある申請地を買い受け、まず宅地造成を行うためです。申請地は既に家が建てられるように大幅に整地されており、許可後1年以内に住宅を建築する予定です。調達資金は土地取得と境界ブロック等の土地造成のために使用し、全額自己資金でまかさないまます。周囲に農地はなく、北と西が雑種地、東と南が道路です。被害防除対策は雨水対策のみで、自然流下と東側道路の側溝に流します。何ら問題はないと思いまますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございました。次にNo.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.3 について説明します。11 ページ、12 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を譲り受けて自宅を建築したいための申請であります。申請地は第3種農地で、麓地区土地区画整理事業区域内の農地で、都市計画用途地域内農地でもあり、第一種住居地域にあります。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。6月23日申請人の代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査をしてまいりました。申請地は麓地区土地区画整理事業区域内の第3種農地であります。位置図は11ページ、12ページをご覧ください。転用の目的は、現在借家住まいであるため、申請地を譲り受けて自宅を建築したいためです。資金調達は全額銀行ローンでまかさないです。申請地は現状のまま使用する計画で、東と西に切込碎石で整地してあり、農地としては利用困難な土地です。北と南は道路であり、問題はないと思います。用水計画は上水道、雨水排水は溜めますに集めて南の道路の側溝へ放流し、汚水生活雑排水は合併浄化槽を設置する計画です。周囲の状況は東と西は畑、南と北は道路です。許可があり次第着工するとのことですので。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、No.4 について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.4 について説明します。13 ページ、14 ページをお開きください。譲受人は、本申請地に隣接する土地に居住しており、今回道具等を収納する倉庫を設置するため、宅地を拡張したいという申請であります。申請地は第3種農地で、第1種住居地域にある農地であります。調査委員は、【正】を樋ノ口委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員 はい、7番樋ノ口です。6月21日9時より、代理人と松田委員と私の3人で見てまいりました。目的は受け人の隣接地を買い受け、住宅として利用するという事で、住宅用の物置を置きたいということですが、農地としては第3種農地で、第一種住居地域です。この地図を見ますと、幅約1m、長さ約14mを譲り受けたいという状況です。

地図では田んぼになっていますが、現在は埋め立てられて造成された状態です。ここを購入して物置を置きたいということですので、何も問題はないと見てきました。周辺については、周りは住宅で、入口の方が整地された農地になっております。周辺に影響を及ぼすような状況ではないと、私たちは見てきました。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。続いてNo.5について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それではNo.5について説明します。15 ページ、16 ページをお開きください。借受人は、現在長野県に居住されております。今般郷里のいちき串木野市に帰ることになり、お兄様より申請地を借り受けて自宅を建てたいという申請です。申請地は第2種農地で、その他の農地であります。調査委員は【正】を松田委員、【副】を樋ノ口委員にお願ひしてあります。ご審議よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員 はい、6番松田です。6月21日9時45分より申請人代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と見てきました。資料の15ページ、16ページをご覧ください。申請人は長野県に居住しておりますが、いちき串木野市に帰ることになり、お兄さんから申請地を借り受けて自宅を建てたいということです。申請地は第2種農地で、その他の農地です。東は畑、西は道路、北は宅地、南は宅地と畑で、東側に畑がありますが、石垣があり被害を及ぼすような恐れはないと思います。被害防除対策として、三段積みのブロックで土留め工事を行い、南側と東側には6～7mの緩衝地を設けるとのことです。用水計画は上水道で、雨水排水は西側の道路の側溝に放流します。汚水生活雑排水は合併浄化槽となっており、資金は自己資金で、許可後着工するということです。被害防除計画書、被害防除誓約書、残高証明書等が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございます。次にNo.6について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.6について説明します。17 ページ、18 ページをお開きください。譲受人は、現在借家住まいであります。自宅を建築し

たいための申請であります。申請地は第3種農地で、第一種中高層住居専用地域にございます。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。No.6について調査をいたしましたので、ご報告を申し上げます。6月23日(火)譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、前田委員と調査をいたしました。位置図につきましては、資料の17ページ、18ページであります。申請の農地は第3種農地、第一種中高層住居専用地域で、転用の目的は、譲受人が現在借家住まいであり、申請地を譲り受けて、自宅を建築しようとするとのことあります。申請地につきましては住宅で囲まれており、東側に住宅の庭に作った菜園がありますが、問題はないと見ました。目的の確実性につきましては、金融機関の融資証明を付けてあり、許可を受け次第、7月に着工、12月完成の予定であります。用排水等につきましては、公共上水道を利用し、汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置し、雨水は西側の側溝付きの市道の方へ放流するとのことあります。付近の状況、被害防除対策につきましては、北側は倉庫、東側南側は住宅、西側は側溝付きの市道になっており、敷地につきましては20~40cmの盛り土をして造成し、緑地緩衝等を設ける計画があります。周辺への影響はないと思われました。被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されております。私どもの調査では、転用については何ら問題はないと判断しているところあります。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。続いて、No.7について事務局の説明をお願いします。

中村主任 はい、No.7について説明します。19ページ、20ページをお開きください。譲受人は、本申請地より100mほどの〇〇番地において、病院を経営していらっしゃいます。外来客の駐車場が不足しているため、今回申請地を利用したいための申請でございます。申請地は、第3種農地で、第1種住居地域にある農地であります。なお、〇〇の周辺に、病院を経営されている譲受人の駐車場について幾つかございますので、20ページをご覧ください。職員は60名、外来患者と入院患者、それに伴う関係者の方たちが1日におおむね100名ほど来られます。100台分の駐車場を準備したいということで、目標としましては、今160台の所有量を目指しておられるということです。病院の周

圃には、今のところ6筆の土地に駐車場を準備されておられます。〇〇合計6筆ございますが、60台収容可能ということでございます。今回の申請地には10台のスペースを予定しておられます。合わせて70台収容可能ということになっております。今後とも160台を目標に駐車をしていければという旨の説明を受けております。なお、〇〇に申請の〇〇については、当初は来客用の駐車場との申請でしたが、許可後〇〇が運営する〇〇のテナントがございまして、その駐車場に変えた部分がございますと説明を受けております。調査委員は【正】を蓑手委員、【副】を前田委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員 8番蓑手です。No.7について調査をいたしましたので、報告をさせていただきます。6月23日(火)9時40分から、譲受人の代理人の行政書士立会いのもと、前田委員と私が調査をいたしました。位置図につきましては、資料の19ページ、20ページをご参照ください。申請の農地は第3種農地、第一種住居地域で、転用の目的は、譲受人が病院を経営しており、外来客の駐車場が不足しているため、今回の申請地を譲り受けて駐車場に利用することです。周囲につきましては、東側と南側は宅地で、北側と西側は、側溝付きの市道が通っております。角地にある土地で、問題はないといたします。目的の確実性につきましては、自己資金で購入され、許可を受け次第、7月着工、完成の予定で、駐車スペース10台を予定しているということであり、用排水等につきましては、現状のままで利用し、雨水排水は側溝付きの市道の方へ自然流下させるとのことです。被害防除対策は、角地にありますので、現状のままで利用するので、周辺への影響はないと思われ、被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されており、私どもは転用については何ら問題はないと判断しましたが、ただ今事務局の方から説明がありましたように、過去に転用を受けた後の目的外利用という当事者でもありますので、今回についても行政書士の代理人の方とお話させていただきましたが、そこについては、そういう事例を踏まえた上での後々の調査をするべき事項かなあと感じたところであります。

議長 はい、ありがとうございました。では最後No.8について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、No.8について21ページ、22ページをお開きください。

譲受人は、経営する会社の業務拡大により資材置場が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、貸し資材置場として貸し出したいため申請をされております。調査委員は【正】を外菌委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 はい、No.2外菌です。6月21日10時30分から、申請人の代理人の立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施いたしましたので、報告いたします。申請地は、いちき串木野市〇〇で、位置図につきましては、21、22ページを参照してください。今説明のあったとおり、経営する会社の業務拡大により資材置場が手狭になったことから、申請地を譲り受けて資材置場として貸し出したいため申請をするものです。農地区分は第3種農地です。資金は自己資金です。東側は宅地、西、南、北側は田となっているんですが、申請書類については、東側は雑種地、西、南、北側は畑となっております。田んぼは多分草が生えてそういった状況になっていたんだらうと思います。用排水計画の排水計画については、雨水排水は自然流下です。申請地の造成計画は1.5mの盛り土をして、被害防除策として擁壁を設ける計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、残高証明書、事業計画書、会社との土地使用貸借契約書も添付されており、特に問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいいたします。

議長 はい、ありがとうございました。今回は8件ということで、大変件数が多いですが、ただ今から質疑に入りたいと思います。まずNo.1から7、8ページについて何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですね。続いて、9、10ページのNo.2について、とりあえず宅地造成だけして、1年以内に住宅を建設したいということですか。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に11、12ページのNo.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に 13、14 ページNo.4 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に 15、16 ページNo.5 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に 17、18 ページNo.6 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 19、20 ページNo.7 について何かご質疑ございませんか。

川畑委員 前回の件もご置きます。農業委員会、農業委員というのが面目をつぶされるような案件がございましたから、この件については今後様子を見る必要があると思います。許可をしないというわけじゃなくて、経過を見る必要があると思います。

議長 はい、ありがとうございます。補足なんですけど、前回の〇〇ができたところがですね、この〇〇で申請があったんです。今回はその代表であります〇〇さん個人で申請がされておりました、そこらあたりの違いは何なのかと代理人に聞いたんですけど、そこらあたりの説明はわからないということでした。

川畑委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

川畑委員 この説明の中で、外来が1日100名程度ということですが、病院に来られて1日中居るわけじゃないから、従業員が60名と、160台分も要るのかなと思いますし、今回申請が10台程度というのは少ないんじゃないかなと思います。そこらへんはどうですかね。

議長 はい、事務局どうぞ。

中村主任 現場を見て回っております。今回の地番のところには、お客様が事故が無いようにと区切り方の図面の計画をいただいております、10台というのはやむを得ないのかなというところです。職員が60

人、外来患者並びに関係者のお見舞いに来られた方もいらっしゃるの
で 160 台、この〇〇の中ではそれだけの台数をキープできる土地があ
るかということかなり厳しいので、少し離れた所になるかもなという旨
を考慮されているというふうにご判断していただければと思います。

議長

他にご質疑ございませんか。今後注意をして、目的通りに使ってい
くかどうかということは、注視をしていかないといけないと思いま
す。他にごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

21、22 ページNo.8 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に質疑がないようでございますので、お諮りします。日程第3議
案第30号農地法第5条第1項の規定によるに許可申請について、今回
は8件ですが、申請のとおり許可することでご異議ございませんで
しょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第30号農地
法第5条第1項の規定によるに許可申請について、申請のとおり許可
することで決定いたしました。ここで暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

議長

続きまして、日程第4議案第31号非農地証明願についてを議題と
します。今回の申請は2件でありますので、事務局の説明、その後現
地調査の報告をお願いし、2件終了後質疑に入ります。では、No.1に
ついて事務局の説明をお願いします。

大里主査

はい、事務局です。資料のP23をお願いします。日程第4議案第31
号非農地証明願についてのNo.1です。申請地は〇〇、地目は畑、面積
は736㎡です。申請事由につきましては約50年前、道路用地に買収
された残地で、死亡した祖父名義の土地であります。敷地の大部分は
道路から田んぼへの通路であり、残りの土地は段差があるため、耕作
が難しく荒れた状態となっているという申請内容です。非農地証明願

の内容を見たときに、今後農地としての活用は難しいと事務局は判断しております。現地調査は【正】を外菌委員、【副】を古賀委員にお願いしていますので、調査の報告をよろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員 非農地証明願の調査について、2番外菌です。6月21日午前10時50分から、古賀委員と私が調査をいたしました。敷地の大部分が下の田んぼに下りる道路で、約3.2mの幅ですと田んぼに下りています。申請地は下の田んぼから高いところで約5～6m、低いところで3mの段差があって、木や竹が生えていて、農地に復元は困難と思われれます。農地としての活用は難しいと思われれます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。それでは、No.2について説明をお願いします。

大里主査 資料の25ページをお願いします。同じく非農地証明願のNo.2です。申請地は〇〇、地目は畑、面積は18㎡です。申請事由につきましては、不耕作のまま現在まで30年以上耕作されておらず、山林化している。木が繁茂しており農地に戻すには多大な労力が発生する土地で、非農地証明願の内容を見たときに、今後農地としての活用は難しいと事務局で判断いたしました。また、現地調査は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてありますので、調査の報告をお願いします。

議長 それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員 はい、10番西村です。木場委員と6月23日9時30分から、調査に行きました。この土地は不耕作で、木も生えていて、農地としては耕作は無理じゃないかと感じて調査を終えました。以上です。

議長 ただ今、2件について非農地証明願の説明がございました。ただ今から質疑に入ります。まず、No.1について、何かご質疑ございませんでしょうか。

久木山委員 すいません、〇〇さんの名義ですよね。さっきの2ページでいけば、下は〇〇さんの土地の名義になっているわけ。だったら、申請があった時点で、よければ相続をするような形でお願いしてもらいたいですね。以上です。

議長 今説明があったのは、2ページの3条の申請の水田の〇〇さんの〇〇さんが田を取得して、水稻と蓮を作ると説明がありましたその上の部分です。これに沿っている上の部分が、今回非農地証明願で上がってきている部分です。その関連で今、久木山代理からお願いがあったところです。他にご質疑ございませんか。よろしいですか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、日程第4議案第31号非農地証明願2件については、申請の通り非農地証明を発行することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 はい、ありがとうございます。異議なしということですので、日程第4議案第31号非農地証明願2件につきましては、申請の通り非農地証明を発行することといたします。続きまして、日程第5議案第32号農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 27ページをお願いします。日程第5議案第32号6月分の農用地利用集積計画書案は8件11筆6,642㎡で、全て継続です。借人のうち所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。よろしくお願ひします。

議長 今回は8件ということで、全部継続ということで、借人の方が他の農地を含めて全て耕作をしておられるということでございます。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、日程第5議案第32号農用地利用集積計画については、申請のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第32号農用地利用集

積計画 8 件につきましては、申請のとおりの内容で決定いたしました。続きまして日程第 6 議案第 33 号農用地利用集積計画一括方式についてを議題といたします。なお、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、今回は〇〇が入っておりますので、関連する〇〇委員については、ご退席をお願いします。

(退席後)

それでは、一括方式の集積計画について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

28～29 ページをお願いします。日程第 6 議案第 33 号 6 月分の農用地利用集積計画書案は農地中間管理事業分で、12 件 20 筆 9,940 m²、新規が 12 件です。貸人の()書きは亡くなっていて、利用権を設定する者の欄は、相続代表の氏名を記載してあります。今回の借人も所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。よろしくをお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。12 件 20 筆 9,940 m²ということでございます。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ないようでございますので、日程第 6 議案第 33 号農用地利用集積計画一括方式については、申請のとおりの内容で決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

はい、異議なしということでございますので、日程第 6 議案第 33 号農用地利用集積計画一括方式 12 件については、申請のとおりの内容で決定すること決定いたしました。3 人の方は自席へお戻りください。続きまして、日程第 7 議案第 34 号耕作放棄地に係る非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

大里主査

30 ページをお願いします。日程第 7 議案第 34 号耕作放棄地に係る非農地判断について、ご説明申し上げます。表をみていただいて対象地は〇〇、地目は田、面積 1,345 m²の 1 筆になります。申請地は、6

月 23 日（月）久木山委員、西委員で現地確認をしていただいた結果、私道と山林状態となっており、非農地であることが確認されておりますので、このたび非農地判断を求めるものであります。なお、資料の表の下の方、平成 26 年度からこれまでの状況については、ご覧のとおりであります。今回分が 1 番下の方、令和 2 年度 6 月判断 1 人、1 筆、1,345 m²となっております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にないようですので、日程第 7 議案第 34 号耕作放棄地に係る非農地判断については、申請のとおり非農地という判断をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということですので、日程第 7 議案第 34 号耕作放棄地に係る非農地判断については、ここに書いてあります〇〇については、非農地という判断で決定することにいたします。以上で議事の方は終了いたしました。

議事録署名委員

• _____

• _____